

東京都児童福祉審議会・第5回拡大専門部会 審議要約

(平成11年10月19日開催)

ひとり親家庭施策をめぐる状況等について

※ 資料説明者は、福祉局子ども家庭部計画課長 田村初恵

「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」

- (1) 説明資料 意見具申案
- (2) 内容 意見具申案の主な内容について、構成に添っての読み上げ。

(第4回企画起草委員会審議要約) (企画起草委員にのみ配付)

審 議

----- (子ども家庭部計画課長) 5カ月ぶりの拡大専門部会ということにて、児童福祉審議会の委員及び行政側に人事異動がございました。まず、都議会代表をしていただいていた大山委員が、曾根委員に変わられ、行政側も、福祉局の障害福祉部長が長野にかわりましたがきょうは代理出席です。また、住宅局の総務部計画調査担当課長が、以前、子ども家庭部におりました北村に変わり、書記の朝比奈子ども家庭部計画課長が私、田村にかわりましたので、よろしく願いいたします。

○ 審議経過ですが、5月17日の拡大専門部会の後、企画起草委員会を4回開催。専門部会でのご意見をもとに、高橋委員を委員長として9人の方に、ご苦労をおかけして審議をお願いしてきました。事前に案文を送らせていただきましたが、直前になってしまことをお詫びしたいと思います。

○ こんばんは。お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございました。5カ月振りですが、議事に入る前にお諮りをしたいと思います。ほかの審議会等で一般的になってまいりましたが、私の記憶する限り、児童福祉審議会では初めての気がします。きょうは傍聴の方がいらっしゃっております。情報公開の時代でもございます。傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。都議会議員の藤田委員と、アメリカの実習生、ほかにもいらっしゃるようでございます。もっと、いろんな方が傍聴に来られて意見を聞いて、各地で論議をいただければありがたいと思っていますところでございます。きょうは第5回の専門部会で、重要な議題。11月11日には最終的な報告書を石原知事あてに提出したいので、今回は拡大専門部会とさせていただきます。暑いさなか4回にわたって企画起草委員会を持ち、その間にも文書でやりとりするなど、十分ではありませんが、皆さん方に答申の原案をお送りすることができたかと思えます。直前ということでも十分目を通せなかったかもし

れませんが、お許しいただければ、それだけ問題が多岐にわたり、非常にとらえ方が難しく、解決方策の出し方が難しい。最後の最後で私ども企画起草委員会でも大きな論議をしたことを、ご理解いただければありがたいと思っております。

○ 「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」ということで、事務局から提案をいただきます。タイトルも、「自立生活を支援する」でいいのかというようなこともかなり議論して、それも含めてご意見をいただきますが、一応「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」でまとめさせていただきました。事務局からかいつまんで内容を報告していただき、企画起員会の委員長でとりまとめをしていただきました高橋重宏委員長から補足説明をしていただきます。

――（子ども家庭部計画課長）（報告書案に添って、主な部分の読み上げ）

○ 少々長くなりましたが、新しい考え方、枠組みを今回、問題提起させていただいたと思っておりますので、お読みかと思いましたが丁寧に説明させていただきました。企画起草委員会委員長から、ポイントを補足していただきます。

○ 4回という極めて制限される中、正直言ってまだ十分な意見が尽くされていない部分もあり、与えられた条件の中で最大限、暑い時にかなり熱い議論をした。タイトルもいろいろ議論し、拡大専門部会に出し多くの先生方のご意見を聞き、集約しよう。最初は「ひとり親家庭の自立に向けた総合的な施策のあり方」がもとの案です。今回は、「ひとり親家庭の自立した生活を支援する総合的な」という形になっています。もっと違った意見では、「ひとり親家庭の自己実現を支援する」ということで、「自立」か、「自己実現」にするのかという議論。タイトルは非常に重要な意味を持つので、後でご意見をいただけたらと思います。今回の中心は、国でも進んでいる社会福祉基礎構造改革の動きがここにも反映し、端的に言うところ、今まで行政は福祉六法に基づき、人材でも母子相談員と言うと、母子より各福祉法の実施事務を中心にやってきたが、むしろ母子より各福祉法は社会資源、ソーシャルワーカーとしての専門性を出していくことを、今回の中に盛り込めないだろうかということ。

○ 最後に図式化している。婦人相談員は売春防止法、母子相談員は母子及び寡婦福祉法、児童福祉司は児童福祉法の法律により設置されているので、法律の実施事務が中心になるのじゃないか。むしろそれから離れ、ソーシャルワークの専門性を体得し、社会資源を活用しながら対応するシステムをつくらないと最近の深刻な問題に対応できないだろうということがこの中に盛られている。

サラリと書いてあるが大変な改革。国が求めているものを、東京都はもう一步踏み出していく。そういう面では非常に大きな提案を掲げている。それが実施されることは、東京都か

ら始まり、全国的な行政にも影響を与えていく非常に大きな改革につながるものと我々は思っている。ただ書くだけではだめだから、モデル事業という形で実際に事業に取り組みながら、さまざまな形でモデル化して、それを一般化していく形につなげていけたらというようなことが、書かれている。今見ていただいた8ページのところで、「このような問題の深刻化を未然に防ぐためには、縦割りのさまざまな法制度が部分的、対症療法的に家庭問題のある一場面に対応しているという現状を改め、危機的状況にある家庭を全体としてとらえた支援体制をつくる必要がある」ということが盛られ、具体化が、後ろのほうで展開されている。

○ 18ページからの「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムの構築に向けて」につながる。今後、児童福祉司や、母子相談員、あるいは子ども家庭支援センターの職員は、ファミリーソーシャルワーカーとしてより専門的なサービスができる仕組みを、いかに育てていくかが非常に大きな課題だろうと思う。しかも、今回は母子、あるいは父子家庭だけでなく、ドメスティックバイオレンスに大きな焦点を当てている。つまりこれは、そのまま行きますと家庭が壊れて離婚、それから母子家庭へ、あるいは父子家庭になっていく危険性として常にリスクが高い。まして、ドメスティックバイオレンスにも積極的に取り組んでいく。場合によっては何が虐待か、ドメスティックバイオレンスかに気づいていない方もいらっしゃるわけだから、ぜひ都のほうで啓発のパンフレットをつくっていただき、これは犯罪だといった気づきを積極的にいろんなシステムを使って流していただく。そこで問題に気づいていただいて、さまざまな機会につなげ、より深刻化する前に家族を支えていく仕組み。実はこうした部分が今まで欠けていたのではないかという認識に立ち、それぞれ母子相談員も、婦人相談員も一生懸命やっていますが、もう一歩踏み出し、そういう専門性をきちっと踏まえた形にしていく。もう一方では、社会サービスとしてさまざまな形で利用しやすいような仕組みをどう整備していくかの議論をし、整理をした。そういう面で社会サービス。まさに離婚は1つのライフスタイルの選択で、その場合、社会サービスとしていろんなサービスが利しやすいような仕組みを一方では築いていく。さまざまな深刻な問題を抱えている方についても専門的にきちっと支えていける仕組みができればいいのではないか。細くなるが、3ページ、1989年は国連総会が国際家族年を制定することを国連で決めたのが89年、国際家族年は94年。「1994年の国際家族年」に訂正が必要。

○ 説明が長くなりましたが、これからご意見をいただきます。確認をするため、タイトル、2ページ目の上から4番目の丸、下から2つ目の丸、この辺の考え方。それから3ページの上から最初の丸と2番目の丸、この辺はかなり基本的な考え方の部分。ここについてのご意見をいただければ。それから6ページ、今、委員長から話があったように「社会サービス」を1つ打ち出した、その整理が7ページの一番上の丸でいいかどうか。それから、今回は特に虐待問題、あるいは家庭内暴力ということで、「危機的状況にある家庭」を大胆に打ち出

した。7ページの下から2つ目の丸のところ。8ページに行って、サービスを提供するのは行政が全部やる時代ではないのではないかと、多様な民間のサービスをやる。についてはNPOとも対等にとという考え方。それから11ページで、子育てと就労の両立支援のポイントは保育サービスを柔軟にとというのが重要。12ページの一番上、児童相談所の休日開庁なども考えなくちゃいけないところ。13ページ、在宅サービスをもっと柔軟に提供というのが一番上。下から3つ目の、経済的支援と対人援助サービスを、きちんと分けていく。14ページの中ほど、離婚前後の不安さや暴力に関する心の問題等もやらなくちゃいけないとか、ホームフレンド制度という考え方、従来にないところを持ち出している。

15ページの上から2つ目、一泊、二泊程度の短期間の緊急避難場所としてホテルの活用、先ほど委員長から出たメニュー事業により市町村がもっと主体性を発揮してほしい。それから、女性・母子のSOSネットワーク。16ページ、これも重要。パンフレットを作成し、あなたは犯罪と思っていないけど虐待が犯罪だともっと気づいてほしいということ。18ページ、今回、少し大胆に出したのは、ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムの構築ということ。どうしても行政の職員が担当するとソーシャルワークにならない。医師などと同じように、ソーシャルワーカーをきちんと配属して対応したらどうか。そのためにモデル事業でやりましょうと。19ページ、NPOとのパートナーシップ。これからは行政が全部抱え込んだ経済的援助のときに行政がやらなくちゃいけなかった部分があるが、ソーシャルワークを展開するのに行政だけじゃできない。行政の役割とNPOとの違いをはっきり役割分担で示しましょうと。社会福祉の従来の考え方の枠組を変えてみようという問題提起をさせていただいた。どうぞご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 母子家庭が今抱えている危機的な状況等について、かなり細かい配慮がなされた案だと思いきや大変感心していますが、単親家庭には父子家庭もある。父子家庭は、問題がない、お金があるから大丈夫みたいに思われるが、父親が子どもを抱える精神的な面での難しさがある。性虐待もあるし、父親が子どもたちの中身を母親のように理解できずに、手をこまねいているところとか、おじいさん、おばあさんに家事や子育てをやってもらっているため、父親の遠慮がちな態度とかいろんな葛藤がある。そういう父子家庭が抱えている問題の切り込みが弱いと思った。(サービスのアクセス)の8ページのところに、法的制度を利用しなかったのが何%かを見ると、父子家庭は69%も公的制度を利用しなかったとある。なぜかというところを、もう少し理解しなければならない。母子相談員が実際は父子家庭にも入っているけど、そうすると母子相談員というより、家庭相談員、ほかのネームでやるべきではないかと思う。父子家庭へのサービスを具体的にやっていただきたい。欠損家庭は、両親がそろった家庭に比べ劣った家庭ではないという発想があり、そこから出発しているが、片方が欠けていることで非常に困っている具体的な問題が幾つもあると悩みを深く掘り下げないと、両親がいなくなっちゃった1つの家庭なんだということでは解決できない

面があると思う。その点への配慮を忘れないで欲しい。

○ 後者は、そういうことを含めてファミリーソーシャルワーク。いろんな法律が縦割りで、母子相談員、婦人相談員というのじゃなく、ファミリーソーシャルワークをきちんと打ち出し、ひとり親家庭として母子も父子も一応考えていたが、どうしても母子に引きずられることは事実。最後に、ひとり親家庭と言いながら、特に今回は母子と絞り込んだ言い方をしたが、委員長何か。

○ この議論も随分いたしました。結果的に父子が弱い。最初から、女性の自立とか、社会参加みたいな論調が非常に多いので、そういう議論はしました。その意味で20ページの「本意見具申は」という形で、ちょっとエクスキューズ的なものを入れた。実際には含みません。ただ、ホームフレンドも母子、父子家庭の両方をとらえ、特に父子家庭の場合、単純な理由で児童養護施設等に措置される割合が多い。資源として養護施設もさまざまな機関としてご活躍いただくことを考えている。そういう具体的な中で両方を含んでいる形。どうしても結果的に、この報告書は母子が中心。おっしゃるとおりのことも否めない。今後、その辺をどう書き込んでいくかが非常に大きい。だけど、実際の施策は全部、母子、父子両方を含んだ形の頭出しがしてある。

○ 多分、企画起草委員会も異論はないと思いますので、具体的にどう書き込んだらいいのか提案があればぜひ。考え方はファミリーソーシャルワークで全部やるということですが、書き方が言葉としてそこに引きずられたことは事実、父子家庭への配慮への文言も入れたいと思います。具体的にご提言いただければ大変ありがたい。

○ 私の勉強不足で、既に行われていて書かれていないのかもしれませんが、住宅に関して、今までもいろいろ出てきていますが、この6ページ目のところに「安定した就労、低廉な住宅」、あと両立支援と1つの柱になっています。それで1ページ目のところでそれを少し細かくし、施策の展開で「公共住宅」という言葉が出てくる。これは先ほどおっしゃっていた「公助・共助・自助」の中の「公助」に当たると思うが、住宅に関する施策は、ここでは、公助に関する事しか出ていない。ほかに挙がっているのか。予算の難しい時代に、公共住宅に求めるのは、緊急を要する割にはのんびりした考え方だと思う。今ある民間の住宅を、区とか行政が入ることにより斡旋するようなことが行われているのかをまず伺いたいのと、先ほど出た意見を深く掘り下げることですが、4ページ、母子世帯、父子世帯それぞれに最も困っていることを挙げていますね。今度は質問ですが、母子世帯に「居住」が挙がっている。ここは女性の労働から得る賃金が低いことで家計との絡みがあるかもしれないが、どのように分析されているのか伺いたい。

○ 前者は11ページに「住宅の整備」ということで課題を提起している。母子家庭には都営住宅優遇制度を設けているが、現在、住んでいる所から移動することが難しいために限られてくると。入居倍率には地域の遍在が見られるというのですね。この辺の是正が大変難しい。多分マクロでとらえれば、量的にはかなりの整備が進んできているが、母子家庭が生活しやすい地域、あるいは住んでいた地域と都が提供している住宅のマッチングがうまくいっていない。これはマクロで考えるとと言っても、その調整が相当難しい。強制的に移動させるわけにもいかない。何かいい知恵でもあれば。

○ 公助への期待しかこの住宅政策は出ていない。今こう見るところでは。

○ 民間の住宅を買い上げろということですか。

○ いや、私は母子家庭に対する施策で、最初に実際に行われているかもしれないと言ったのですが、例えば私の住んでいる住宅地では高齢者は結局、民間が貸したがらない。そこに公共の区が入ることで斡旋を行っている。もう1つ、知人の母子家庭ですが、父親が亡くなり自宅も持っている。仕事するに当たって、子どもを保育園に預けてというのはその居住地からは難しい。人に貸す場合でも、不動産との関係だと思う。先ほどの4ページで申し上げたことで、日本の不動産システムは保証人とか、女性がすごく借りにくいシステムになっている。これはきのう送られてきたばかりなので、私はその辺の確認がとれていない。そこに行政が絡んでいただけたら、モデル事業としても、区に対しこういう斡旋という形を入れるとすればスピードが速く、ある程度問題解決になるのではないかと考えている。それについて皆さんがどのようにお考えになるか、もしできれば4の「住宅」の課題の分析を掘り下げていただき、7ページ目の「固有の課題」のところ、女性が不動産を借りにくい状況にあることを挙げていただいて、今度は公助で施策の展開はあるが、共助という形で1つ行政が入ることで民間の住宅を貸し付ける。子どもがいることも借りにくい条件、女性も借りにくい条件。その辺の保証を区がやり、借りやすくなればと思います。

○ 「公助」「共助」の言葉を使うかは別として、母子家庭が住宅を借りるとき、保証人等の問題、子どもがいることにより民間住宅を借りづらい。その対策をどうしたらいいかということできれば書き込んでほしいということですね。

○ 住宅は比較的大きな問題。その辺の見解と、もしモデル事業があるのであれば、少し書き込んで。今、ここに出ている回答が公的な住宅なので、もう少し広げて。ある区ではもうやっている施策かもしれませんが。

○ 大きい問題の1つ。知的障害、精神障害者の問題も含め、住宅の保証をどうするかは、

今まで多分区市町村でも論議しているでしょうが、なかなか難しい。住宅局の方はいらっしやっているのですか。何かそういう施策というのはありますか。

――（住宅局募集課長）民間賃貸住宅に入りにくいという問題は、単身の高齢者、障害者については従前から言われていて、高齢者施策推進室も、私どものほうも大きな課題と捉え、何らかの対応をしなきゃいけないという動きはあるのですが、ひとり親について特に女性であるがゆえ、子どもがいるゆえの難しさについての検討は、恐らくまだ、どこの区市町村でもひとり親のところでは、住宅局所管の部分ではないと思う。婦人相談員の相談場面なんかで住居の相談もいろいろ出ていると思いますが、具体的な取り組みは、済みません、存じ上げないのですが。

○ 一時、バブルのとき高齢者が住むところがない問題がありましたし、精神障害者の場合も随分言われた。ひとり親家庭の場合に、どういうことが具体的に可能なのか、少し検討をさせていただきます。ありがとうございます。何か事務局のほうでありますか。はい、どうぞ。

――（子ども家庭部長）保証の問題は先ほど出ました高齢者、障害者の問題、ひとり親の場合も指摘がありました。基本的には身近な地域で、その人の生活をずっと見ていかないといけないということで、区や市町村でいろいろな保証について今、検討していますが、これだという案がなく、ある区は区長の名前で保証という形でやっている。ただ、23区全部ではありません。あとは、バブルのころの住みかえ家賃行政や、緊急対応的なことはこれまでも、都の補助事業としてやっており、現状だけ申し上げました。

○ 民間のアパートを高齢者向けにつくり、それを借り上げる施策は高齢者向けにはあったわけですから、同じようなことが可能かどうか。ただ、それは社会サービスとして大きい課題ですよ。

○ 借り上げなどもね。

○ そうですね、わかりました。

○ 既に既存の基盤の中でストックし、民間の基盤の利用ですよ。母子家庭でも、先ほど住むエリアとニーズが合わないといったように、父親が亡くなり自分の持ち家はあり、ほかのところに住みたいが、その家をどうしようかという家庭もあるわけです。だからその辺が、今度大きな構想になっていますが、うまく自分たちの間で回せるようなシステムがあってもいいのかと思います。都はエリアが広いですから。

○ 大きい問題ですが、少し検討させてください。

○ 13ページの「経済的支援と対人援助サービス」、私の裏読みかもしれないですが、「経済的支援は基本的にはナショナルミニマムとして国が責任を負うべきものであり」がすごく気になります。経済的支援は国が面倒を見ていくもので、今後、東京都や、区市町村は対人援助サービスの方向に行くのかなと。経済的に東京都は大変と聞いているが、その辺を分けた意味は、さっき起草委員長がおっしゃったようなことかと思いますが、考えてみると本来、経済的支援は国がやると読めないこともないという気がした。それと10ページ、「いろいろな社会サービスを充実することにより」ということで、私はよくわかりませんが、メニュー的にはかなりいろんなサービスがあると思うんです。ただ、一番足りないのは量的な面。例えば申し込んだが当たらなかったとか、枠に入れなかった、競争率がすごいとかあるのだと思う。これも多分経済的な問題でしょうが、ここに量的、質的にということが入っているといい。もう1つは一番最後19ページ、「NPOとのパートナーシップの形成」があります。ここでNPOとして出されているのが割合助けてあげる側のNPOという感じに書かれていると思う。NPOの中でひとり親家庭の自助グループへの援助、多分自助グループがしっかりしていることがすごく大事なことかと。自分たちの問題は自分たちで一番息かかるし、そういう意味で自助グループへの支援を何か盛り込めないかなと思う。

○ 最後のところははっきりしています。文の中ではむしろ自助グループを前提にしています。例えば母子関係の団体、伝統的な全国母子福祉団体連合会だけではなく、いろんなグループが育っています。そういったことをパートナーとしてきちっと育てていく前提。サービスをする側というより、そういう当事者グループも前提に位置づけてある。ですから、その辺は、そういうぐあいにご理解をいただけたらと思います。

○ 今の19ページの2つ目の丸のところで、「ひとり親家庭の当事者組織など」と言っていて、こういう例示の仕方だからちょっとわかりづらいかもしれませんが、まさに自助グループという考え方をやりましょうということですね。

○ 今の19ページの2つ目の丸のところで、「ひとり親家庭の当事者組織など」と言っていて、こういう例示の仕方だからちょっとわかりづらいかもしれませんが、まさに自助グループという考え方をやりましょうということですね。

○ メニューは確かにあるが、量的に十分じゃないとか、アクセスが十分じゃないとか、それが大きな問題。さっきご指摘があったように、父子家庭が知らない、情報アクセスがうまくいかないことがある。その辺のことは少し検討させてください。所得保障の部分の文言は

これでいいのか。社会保障とは何かと言ったとき、所得保障を社会保険、あるいは公的扶助でやっていく。これはナショナルミニマムで全国的にやっていくのが大事なことはないか。もちろん地方自治体に全くなくていいということではないが。もっと地方自治体とは分権化の趣旨からいっても対人サービスに責任を持つところに動きがあるのではないかと。そういう意味では13ページの一番下、「新たなサービスの展開など具体的なサービスに基づく総合的なシステムづくり」、これができていない。区市町村の仕組み中で、給付的な業務はあったが、対人援助サービスを総合的に展開できるシステムはできていない。だから、ファミリーソーシャルワークもできなかった。これからは児童相談所のあり方も含め、この対人援助サービスを継続的に援助できるような、そういうサービスシステムをどうつくるかが区市町村の大きな課題。もし区市町村人事異動で専門家が育たないなら、NPOや、どこかにそれを委託する。だけど行政が責任を持つ。これが基本だろうと思う。考え方として、所得保障はやっぱり国。年金、障害者基礎年、社会的な手当等を含め考えていけばいいのじゃないでしょうか。都の責任をあいまいにすることではなく、考え方の整理。あれもこれもじゃなく、現実問題としてどうするか、その後の問題じゃないでしょうか。

○ 先ほどご説明していただいて納得したが、ここに書いてないので。ファミリーソーシャルワークですね、ソーシャルワーカーを入れてと説明してくださったが、何か入れられない理由とかがあるのでしょうか。

○ 18ページの中ほどに「ファミリーソーシャルワークの担い手」がある。新しくファミリーソーシャルワークをつくれと言っても、ある意味では絵にかいた餅になる。既存のいろいろな制度があるわけで、既存の制度の方々をファミリーソーシャルワークという形で再研修し、やっていただきたい趣旨です。今のものを全部なくしつくれと言うのでは、絵にかいた餅の論議。したがって、最後のシステム図で、ファミリーソーシャルワークとして括弧し、「母子相談員、婦人相談員、児童福祉司など」と書いてある。これだと、この方々が全部やって十分と思われる。だから「再研修でソーシャルワーク機能を植えていただく」と、丁寧な書き方をしないと間違うという話をしていた。

○ 先ほど、ソーシャルワーカーを入れてとおっしゃっていたから、わかりました。

○ 10月から都議会の厚生委員長を仰せつかっています。きょうは初めての参加、よろしく願いいたします。ご意見をいろいろ聞いて、この間、20年近く前の意見具申も読ませいただいた。確かにこの間、大きな変化があり、1つはひとり親家庭になるいきさつもいろいろ。社会状況も複雑になり、それを反映し家庭内の問題もいろいろ起きている点ではここに膨大ないろんな抗議や意見交換の上に立ち、これだけまとめたのはすごいと思う。これだけ多岐にわたる施策が必要だとしてここで説明されているとおり。ただ、私自身が引っかかっているのは、対人援助サービスを充実することは私自身も重要だと思う。一方で経済的支援は

国の責任とくくっていいのかなというのが一番の疑問。20年近く前の前回の意見具申の際も、当時は圧倒的に母子世帯が多かったと思いますが、その際やっぱり貧困と就業困難という問題が一番に書かれていて、今見ると、相対的にはひとり親家庭の収入や、生活レベルは上がってきているとは思いますが、母子家庭の半分以上で、4ページに載っていますが、家計の問題が最大の困難になっている点を見ても、経済的支援の必要性は非常に大きい。もう1つ、福祉局にも確認してからじゃないとできないが、ここでは「経済的支援のあり方を検討する必要がある」とう表現しているが、8月に既に東京都のほうで「福祉施策の新たな展開」というものが出され、児童育成手当とひとり親家庭の医療助成について見直しをすると、既に打ち出されている。そうするとこの提案が意見具申とするところに、先行して都の福祉局で予算上、見直しが先にされてしまうことになったのではどうか。きょうあたりが最終見積りを出すところじゃないかと思うのですが。そのあり方を検討するというより、見直しと来年の予算に書き込むつもりで言っているのだとすれば、その上での議論になると思うが、その点だけちょっと確認したいのですが。

―――（子ども家庭部長）大変難しい質問で、お答えが難しいが、手当につきましてはご案内のとおり、平成8年の社会福祉審議会の答申を初めとして、平成9年に行いました。福祉施策研究会においても、見直しの必要性に何度も触れています。ここでこれをどうのこうのというのかかわらず、これまでの一連のいろんなご提言をいただきながら、東京都としては検討していく考えでございます。

○ 4ページ、確かに母子世帯が現在最も困っているのは「家計」が53.4%という数字です。実は今回の論議で一番大事なところは、社会サービス。従来のように救貧的な母子家庭対策をどう整理するかが最大の問題の1つ。4ページを見る限り、「貧困」はそのとおり。一方では、2ページのところに書いた「ひとり親家庭の支援に当たってはこれまでの伝統的な家族のあり方にとらわれることなく、人生の選択として前向きに生きるひとり親家庭を含め、多様化している家庭の現状を踏まえた適切な自立支援が必要である」と、この部分が増えてきていることも事実。対応する施策を考えざるを得ない。言われるように全く貧困家庭がなくなったわけじゃなく、貧困家庭そのものに対する援助も忘れてはならない。これは社会福祉である以上、当然のこと。それらをどう整理するか、1つは7ページ、「ひとり親家庭に対する支援のあり方はひとり親家庭の実態に応じ、社会サービスによるものと、社会サービス一般では対応が不十分なものとがあり、さらに後者は、ひとり親家庭の固有の課題と、近年クローズアップされているような問題を抱えるいわゆる「危機的な状況にある家庭」の持つ課題2つに分けることができる」。3分類で施策を細かく展開しないと対応できないということ。今の意見は前半のひとり親家庭固有の、特に母子家庭にまだ多く残っている経済的な問題について十分な配慮をしておく必要があるだろうという問題では、13ページの書き方がこれでいいかどうか、「基本的には国が責任を負うべきものである。という言

い方も含めて。考えとしては社会保障はそういうものだと思いますから、ある意味ではいいのかと思いますが、先ほど述べたようなことも含めて少し考えてみる必要があると感じます。

○ 確かに母子家庭が多く、家計の困難が多くを占めている点で経済的支援の重要性がある。父子家庭も今、不況で失業がふえ、困難。だから経済的負担の軽減は、子育て支援で非常に重要だと東京都自身も国に要望している。ですから、母子家庭だけでなく、父子家庭も経済困難が大きな問題の新しい形と思うことが1つ。それから社会サービスという対人的なサービスと、今までのような手当や医療助成の経済的な支援の、どちらを選ぶかより、両方充実させると考えるべき。今までの経済的支援にはそれなりの積み上げがあると思う。国が児童扶養手当の所得制限を厳しくし、300万円を超えると受けられなくなり、児童扶養手当の所得基準をもとに公共料金の減免制度も色々あったが全部切られた。一世帯あたり50万から100万ぐらいの年間収入の家計の影響が出た。今まで受けてきたサービスが受けられないことは大きい。今まで積み上げてきたものを削るのではなく、新しいサービスを充実させながら両方を進め、意見具申として是非盛り込んでいただきたい。

○ 考えと趣旨は非常によくわかります。既存のものを見直しながら新しいサービスに対応していくスタンスで、その整合性、あるいは低所得者対策等を十分に配したような文言に少し検討させていただきたいと思います。

○ 今まで社会的な面から意見が出され、私はこの最後の「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステム」、これを評価したいし、期待をしたい。私は医療で働いており、経験から日常、いろんなハイリスクを持って生まれたお子さんの家庭の崩壊を見ている。

大概、母子家庭になり、遺伝的なものとか、感情的なものとか、お互いに責任のなすり合いのようなことで家庭が崩壊。医療の立場でいろんな助言はできるが、その後家庭がどうなっていくかに関して非常に無力。今、病院にソーシャルワーカーがいて、結局経済的、精神的にどうやって自立していくかという、それが常に大きな問題。今までのソーシャルワーカーの対応は、経済的なものとかその子に対し、今後どう養育をするかということであり、家庭全体を含めてのファミリーとしてどう生きていけばいいかに対する援助ではなかった。だからこういう専門的なファミリーソーシャルワークの援助ができるとしたら、非常にすばらしく、医療の中でも生きてくるのではないかと私は評価したい。ぜひこの「構築に向けて」とこれがさらに発展していただきたいとは思っている。

○ 従来、どうしても所得保障的な金銭給付とか、サービスメニューを提供し利用してもらうところに目が行きがち。18ページに書いてあるが、こういう書き方でいいのか。これは山崎先生にもっとご意見をいただきたいが、「ファミリーソーシャルワーク、個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱えた家族を対象に、家族1人ひとりの福祉と人権の擁護に向け、個々の機関や職員、ボランティアが関係機関と

の連携で専門的援助技術や社会資源を活用しつつ、家族を構成する個々人の自己実現と生活設計を見通し、家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分発揮できるように援助していくものである」。こういう継続的な対人援助を実際にできる仕組みをつくらないといけないのじゃないか。従来のものを大事にしながら1歩踏み出すことが大事。そのために、家庭相談室や、婦人相談員、母子相談員、児童相談所をもう一度見直し、次期児童福祉審議会で論議してくれればという視点の話は企画起草委員会では出ています。

日本は社会福祉の名のもと、実際には経済的援助にばかり目が行っていたが、こういうソーシャルワークを丁寧にやらないといけない時期に来たのではないか。

○ 瑣末も含め気づいた点ですが、5ページの一番上で家庭内暴力の問題、「妻等への暴力」、「夫等の暴力」とある。この「等」は、内縁の妻を含む意味での「等」かと思うが、ここは明確にしたほうがいいのではないか。同じページの一番下、外国籍や不法滞在者の母子の問題が非常に深刻化している。ここで重要な指摘があるが、その後がなかなか。これは非常に大変な問題。具体的なことが書きにくかったら、その後につなげるような課題の形でもいいので、後に触れておいたほうがいいと思った。

16ページのSOSネットワークの協力会員、非常におもしろい案だと思って聞いていた。特に16ページ、「場合によっては一時的避難の受け入れ等を行う協力会員制度を設け」と。「民生・児童委員等から協力会員に委嘱し」とある。ここについて質問ですが、一時的避難の受け入れを、民生・児童委員にやってもらうということでしょうか。これも「等」とあるが、どのくらい広くお考えなのか。これは大切なことだと思う。できるだけ広く、例えば家の一部が子どもの独立で余っているのを活用してもらおう意味として、できるだけ広く呼びかけたほうがいい。

「ファミリーソーシャルワーク」の18ページのところ、これも非常に重要な話で興味深かったのですが、問題は、児童福祉司、母子相談員の方々がソーシャルワークを展開できる能力を身につける必要のご指摘ですが、恐らく福祉司の立場だと一体どうすればいいんだと思われるのじゃないかと思う。研修と出ていたが、相当大変だろうという気がした。研修を相当工夫する必要があると思いました。

最後の「NPOとのパートナーシップの形成」、これも非常に重要ですが、他県に出てしまった場合、他県との連携、これがあまりうまくいっていない。例えばその家族が他県に行ってしまうと、もう手が出せない状況になるんです。ぜひ「他県との連携」も、触れていただければというふうに思いました。

○ 大変鋭いご指摘、ありがとうございます。家庭内暴力も実は論議があり、外国で使われるような家庭内暴力を厳密に使うか、家庭の中での暴力と総称するかで若干論議があり、それで「妻等」と、必ずしも法律的な関係の夫婦、内縁の関係の夫婦だけじゃなく、それ以外

外にも子どもの虐待等いろいろ問題があると実は考えたわけです。そこは「等」でわかりづらければ、少し工夫をさせていただきます。

○ 議論はした。非常に難しく、例えば諸外国だと、日本語等が不自由なお母さんで子どもを抱えていると、フィリピンの言葉やタイの言葉とかいろんな形で自立支援に向けたサービス。つまりワーカーがあっても直接通じないことがあるわけでほかの国ではカルチャライズトランスレータみたいな者が入り、専門性でサポートしていくものがある。議論の中ではそういう形の、都がほかでやっているようなものと結びつけられないのか、議論はしておりますが、まだ文章になっていない。先生のおっしゃるとおりです。ここで、こういうものがあるご指摘いただくと、その対策で頭出しをすることができると思います。例えばこういう言葉にはこういうNPO。こういう活動をされているということがあれば、後半にあるように、そういうNPOとパートナー持ってサービスの利用に結びつけていく形のシステム化ができるのじゃないかと思う。

○ 確かにNGO、NPO、その活用を考えなくちゃいけない。文言的には少し整理をさせていただきます。先ほどのSOSネットワーク協力員、一時的な避難の受け入れなど。これも先ほどのホテルの一泊二日の借り入れと結びつけたイメージですが、これは表現が不適切ならその辺も考えてみたい。そうじゃないと、SOSネットワークの会員が全部、自分で抱え込み大変なことになる。暴力団が押しかけて来たなんてことになりかねない。その辺配慮し、文言を整理したいと思います。それから、ファミリーソーシャルワークについて。

○ 実際は非常に難しいと思う。18ページのウの「モデル事業による評価とサービスの点検」が立ち上げてあり、全部は難しいので。幾つかのモデル地区をつくり、そこで実際にソーシャルワークの専門家が入りながら、児童福祉司や母子相談員、婦人相談員がどうやっていただいたらいいかモデル事業をする。そこをピチッとやっていかいとできないだろうと。ひとり親家庭に限らず、子ども虐待の部分でも、児童相談所もソーシャルワークができなきゃいけない。これは先生がよくご存じですから、そことも全部リンクすると思うのですが、ここでファミリーソーシャルワークの研修制度をどうするか、つまり専門性。そこが無理なら、NPOに委託をしていくことも考え、いかにソーシャルワーク機能をきちっと位置づけていくかの議論をしました。

○ これは子ども家庭支援センターをどうするか論議とも絡む。そもそもそのファミリーソーシャルワークの1つの重要な実践場面として、子ども家庭支援センターと考えたが、施策を推進する行政側のイメージーションが豊かにならなかった。子ども家庭支援センターにソーシャルワーク機能が必要だった。ファミリーソーシャルワーカーだって。児童相談所を含めどうするか。あるいは母子相談員や婦人相談員をどうするか論議を改めやり直

さなくちゃいけない。結果的に児童福祉司は、今の任用でいいのかも当然出てくる。やっていただくなら次期の児童福祉審議会でその辺を全面的に見直し、専門職制度をどうするかをやらないと、従来のように箱ものとか、制度をつくるレベルじゃないと。ソーシャルワークできるシステムをどうするか、論議をしてほしい話はしていた。

○ センターの話ですが、国に短期里親制度があり、都は養育家庭制度の中で、そういう問題は、一定の養育をする人がいればその人に子の養育をゆだね、追認の形で里親と公化する。既に制度はあるが、利用されていないのかもしれない。養育家庭制度が現在伸びないのは、そうした利用の仕方が長期養育を前提にする里親と認識されているからだと思う。そのチェックが必要じゃないか。このサービスの需給対象としてのひとり親家庭の中に、最近、婚姻関係外のひとり親がふえている。血縁的な関係はないが、養育をしている人がサービスを受けられず、結局施設に入れてしまう。外国籍の子どもでも親子分離を余儀なくし、施設措置。東京でも今、約200から300の子どもが乳児院と擁護施設にいて、ほとんどそういう例。この辺が対象になれば無理に親子分離しなくても、そういう家庭がきちっと親子関係を維持できるのではないかと思う。もう一方、単身の養育里親。21世紀、大胆な改革とおっしゃいましたから、生む人と育てる人が別でもいいと考えれば、ひとり親も単身の養育者という者も対象にしてもいいのじゃないか。そこをサポートすれば、より望ましい養育者に子どもは養育されると考えられる。もう100年先の話ですから

○ いや、悩ましい話です。

○ 題名と、流れとして理解できるが、1点2点だけ引っかかるのは、5ページ、「新たな課題」は、ひとり親をつくる課題か、それとも、本来はそのひとり親の家庭の新たな課題なのか、この課題があるからひとり親になるのかという部分でどうもごちゃごちゃして。新たな課題は、前のページの最も困っていることに対する課題であれば、私は引っかかる。本来だったら具体的な悩み、例えば家計での悩みが理解できないと、サービスはどうしても経済的なサービスというふうになると思う。もっと住居や仕事などの具体的な悩み。保証人の話も具体的な悩みの中に。それが新たな課題であれば十分理解できるが、何かひとり親の発生する原因が新たなのか、この部分がどうも流れとして読めなかったので、検討いただきたい。

○ 大変大事なことです。そこが飛躍していたから、ある意味で経済的金銭給をすれば、解決は自分でやりなさいとなったが、それだけではどうもだめなんだともう少し丁寧に書き込む、結果的にファミリーソーシャルワークになるということ。

○ 基本的に、地域の中で総合的に自立を支援する流れは、結構じゃないかと思うが、最後の部分、人材をどうするかが大きな課題。これから質を高めるのに私ども都の補助で新しい

人材養成機関を立ち上げる計画を練っている。そこで子ども家庭専門のソーシャルワーカーを養成しよう。これは実務家向けの大学院と考えている。縛りのない大学院で、2年ぐらい夜と土曜日で、今議論になっている人材を養成する計画の検討をしている。事務局には、状況をパンフレット等できているもので報告します。その辺書き込んでいただくと、私どもプラスになり、この意見具申も具体的になってくると思う。その辺はご配慮いただきと思います。

○ ありがとうございます。子供向け、特に虐待等を抱えている問題は、従来のソーシャルワークじゃなく、もう1段専門的に分野を絞り込んだ養成が必要と出てきていますので、書き込んでよければ、少し書き込ませていただきます。

○ 私もファミリーソーシャルワーカーの、研修を積むことで、この文章のあちらこちらに、民生児童委員が地域づくりの中で協力しておりますが、さらに充実・期待されているのがよくわかりました。民生委員の中で何人か、これを任命してみたいなところがちっと見えていますが、相当研修をしないといけないと思う。最近、精神障害の中でも、人格障害からくる母親の子育ての悩み、それが虐待にあらわれる若い母親のケースが、私のおります地域で、最近あちこちの民生委員がそれを抱えている。母子相談員の話でも全国的にふえ、人格が原因だと考えられる傾向がある。世の中の状態の1つの傾向ではないか。虐待をいいほうに導くよう児童委員も一生懸命やっているが、時間もかかり難い問題がある。是非こういうファミリーソーシャルワークのシステムで、ハイレベルの見識を持った人たちが、一緒に地域で協力してくれれば本当にいいんじゃないかと。家庭児童相談室があるので、一カ所で福祉司や母子相談、関係機関が連携し、ご指導をいただいている。さらには、人材の充実をお願いしたいと。

○ ファミリーソーシャルワークに、地域で取り組むのは常に重要だと思っている。別紙の資料で、「女性・母子のSOSネットワークのシステム」がつくられて、最後の自立が非常に小さい。自立生活の支援が一番の表。この図をもう少しそのところに向けて示していただきたい。こういう相談は、普通の人はどこに相談に行ってもいいかわからない。ファミリーソーシャルセンターのようなのができればいいが、その前は多分、区市町村に普通の方は行かれると思うので、その辺との関係、センターができるまでの体制について、是非都のほうから区市町村に投げかけていただきたい。

○ その辺がどうも靴の外からかいている感じ。区市町村行政がこういうソーシャルワークを展開できることに気がつかないといけない。本当はそこが一番つらいところ。是非皆さんも区市町村にいていただき、これからはソーシャルワークを展開しないと福祉はもたない時代と是非ご協力いただければと。東京からも是非そういう働きかけをしていただき

たい。文言も書きたい。子供家庭支援センターも、そこを随分意識して書いたが、動かない。相変わらず箱もの、制度をつくりお金を出せばいいということに目が行く。保育課とか児童課も保育所管理課みたいになる。そうじゃないという話をするが。

○ いつも申し上げるが、給付をなるべく避けたいとなれば、当然、仕事に就くということ。やはり経済団体の企業にもっと分け隔てなく、自分で能力を発揮し、働ける環境を我々が応援するのを強く出していかないと。私が言うのはおかしいが、働く機会がなかなかない。いろんな問題で企業も使いづらいと思うが。もう1つは、地域で、商店や小さな会社も含め、一緒にやっているわけだから、その人たちを巻き込む。その人たちは、NPOで活躍している。それをどこかにつけ加えていただければ。

○ 10ページに書いてあるが、書き方が、ご指摘のように一般的かもしれない。少し工夫をさせていただきます。

○ うがった見方かもしれないが、11ページ、ひとり親家庭の就労拡大に関して、審議会であることを考えると。「ホームヘルパー養成講習」は、例えば情報産業であればホームバンキングとか、家で仕事をしやすいとか、そういうのが見えてくるが、いざ自分がひとり親になったとき、この文章を見たら、OAの結構つらい仕事とか、介護の重労働に縛るのかと読めてしまう。この分野は、別にひとり親に限らなくても労働省が産業構造の転換で進めている。ミレニアムを迎えての省庁の予算を見ても、情報通信、これは入ってないが、環境分野、介護となりますので、あえて「ひとり親家庭の」をつけなくていいんじゃないかと思う。

○ 少し検討させていただきます。意味はわかりました。ただ先ほどの意見も含めて、どう書き込むか難しい。

○ 特別につけ加えることはないが、具申全体の論理構成というんでしょうか、打ち出し方で、今回の目玉はやっぱりファミリーソーシャルワーク。具体的に活動しないと新しい福祉行政はもう展開できない時代。リアルな認識を共有していく点をもっと前面に出すような書き方にしないと、いろいろあるうちの1つという感じ。私も調べてたら、ひとり親家庭の虐待比率とふたり親家庭の比率が違い、ひとり親家庭のほうが多い。児童養護施設が預かり、また戻ると、再び虐待する率がかなり高い。そのあたりをアフターケアしながら、具体的なソーシャルワーカーの相当専門的な力量がないと、もうどうしようもないところに来ている。掛け声だけでは、難しい問題を動かすだけのシステムにはならない感じがします。18ページ、モデル事業的におっしゃいましたが、本当に専門性を具体的に確立していくモデルをつくる必要があると書かないと、一般論で終り、また絵にかいたもちの危惧がある。その辺の工夫を。それから最後のシステム図、ネーミング「女性・母子」ですか。

○ これは変えましょう。SOSというのにひっかかってましたからね。

○ 文字を変えてもらいたい。7ページ、「ひとり親家庭の固有の課題」の「育児を一人で担わなければならない」のところ。育児も大変なんだけれど、ひとり親の家庭で悩んでいるは中学生とか高校生の子供たちをどうやって自立させていくのか、親として一人前に指導していく困難、葛藤というのがすごくある。育児ならヘルパーとか保育園とか物理的解決もできるが、そういう面のつらさや心配を相談することはとても難しく、そういう機関もない。だから「育児」を「教育」に直してもらいたい。下に「危機的状況にある家庭で暴力が出て」とそれは当たり前のこと、「妻等への暴力、子への虐待」、でも子供から親へのいわゆる家庭内暴力。それがひとり親家庭で出現した深刻さは、本当にすごいものがある。親と子、1対1の関係でそれと向き合うのは、両親のいないときよりもっと深いものがある。だから、子供から親への暴力の点を忘れてはいけない。

○ 先ほど経済支援の問題を申し上げたが、対人的なサービスで、私の経験の中で、一番重要と思うのは住宅の問題。先ほど、民間の住宅活用の話があったのですが、高齢者の場合、民間住宅で貸してくれる不動産屋を探して、そこに実際援助するやり方をやってきたが、なかなかうまくいっていない。借り上げて建物ごと老人アパートにすることでしかうまくいかない。やはり25万戸都営住宅を持っている都に、もっとやれることがあるんじゃないかと。突然ひとり親になったとき、すぐに供給できる住宅をストックできるのは東京都しかないと思う。区市町村の役割となっているが、現実的なのかなという気はしている。それと全体を通して、できれば当事者のひとり親家庭の意見を是非聞く機会を持って、最後にまとめの段階で盛り込んでいただければと思います。

○ 後者のほう、今までの過程で何回かやってきた、当事者の意見を一番代弁できる立場の1人ということがあるので。必要があれば文書でご意見をいただきたい。色々機会を使い、そういう方々の意見が反映されるようにしていただければと思っております。

○ この議論には参加させていただいており、こういうまとめになったことについて、全体の方向性、1つの提案の一步が始まったという印象を持ち、感謝しております。文言で気になるところ、7ページ。「このように、ひとり親家庭の固有の問題に対しては」のところ、「母子を一体として支援する母子生活支援施設の整備などが」という母子一体は古典的な言い方、母子保護法に使われた用語。お母さんたちは母子一体ではなく、最初のところ。18ページ、19ページでファミリーソーシャルワークを導入するところにも書いてある理念と食い違う。ここは「母子を生活の単位として」とか表現していただいたほうがいい。9ページ、「サービスの内容や相談窓口への不信などの問題があることが推測される」とある。確

かに相談窓口への不信は、私の調査でもたくさん出て、皆様にお見せしたいくらい。もう1つは、夫の暴力等社会的に孤立に追い込まれやすい状況がある、そういう性格をもっていることを認識して入れていただくのもいいかと。外に自分たちの存在が知られないようにしないと、命がなくなる、特殊な状況から地域を転々と移動したり、シェルターや緊急施設に入っている方が、どれくらい転居したかの調査もしているが、身を隠さざるを得ない現実がある。「社的孤立状態に追い込まれやすい状況があることを認識し」と入れていただき、どうサービスが到達するかを検討する必要があるかということ。15ページ、「被害者にも加害者にも無く」と決めつけたので、これは「無い場合もある」としていただき、ここは私もかなり強く申し上げたところ。17ページ、「母子生活支援施設の広域利用の実現も重要な課題。課題をどう解決するかが一番難しい。解決の方向か、指摘のみで終わるか。医療機関のソーシャルワーカー等も入れて欲しい。19ページ、「NPOとのパートナーシップの形成」、当事者組織など様々な活動団体がある」となっている。パートナーシップを形成するのに当事者性、特にセルフヘルプの問題も、若いお母さんや、父子家庭の当事者組織が何度つくっても難しい。

「母子、父子等の当事者活動を支援しつつ」と入れ「十分に展開しうるよう支援しつつ」とかにして欲しい。文言の問題で申しわけございません。考え方は、家庭の中に母子一体で縮みこませるのじゃなく、ファミリーソーシャルワークには2つある。ここで選択肢をファミリーソーシャルワーカーではなく、ファミリーソーシャルワーク。ワーカー設置じゃなく、ファミリーソーシャルワークの考え方でいいと思う。ワーカーだとファミリーセラピーのように家族の中で問題を治療的にとらえるのに対し、これはネットワーク的な手法。私はこれがいいと認識した。家族一体は、開かれた1人ひとりが大切にされ、1人ひとりが人生を持つと考えていくのが新しい家族の流れ。ファミリー・アズ・ア・ホールというのとファミリー・アズ・ア・ユニットの考え方のファミリーソーシャルワークではないとここに提示、今度の非常に大きな目玉。どこかにちょっとずつ古い、母子を一体にして沈み込ませるところがあるので、そこを少し考えながら、1人ひとりが大切にされるようにしていくほうがいいかなと思う。

○ 今、十分なコメントでしたので、私は補足的に。2度ほど拝読し、大変うまくまとめていただいたと思う。起草委員長と部会長にまずお礼申し上げたい。どうもありがとうございました。

非常に流れもよく、目配りもよく、多くの問題が要領よく取り上げられている点では100点満点をつけていいと思うが、その上で委員長の勝手な感想として、ちょっと勢いが弱い。行政がやるつもりならやり、やらなきゃやらないで済むような書き方の感じ。私は行儀が悪い人間で、部会長は行儀いい。ここから先が問題と痛切に思っている。ファミリーソーシャルワークが目玉として提言され、児童福祉司、母子相談員などがその担い手として拳がっている。この問題を、さらにやっていくなら、当事者である児童福祉司や母子相談員のファミ

リーソーシャルワークの担い手となる必然性、自覚、それを十分に聞いてみる必要がある。この点、多分これからの課題。当事者が、いろいろ審議会では言われたけど、自分たちは知らんというのは困る。そこのところを是非次にお考えいただきたい。先ほどの研修の提案は非常に強い関心を持ち、是非それをやっていただきたいと思う。その中で私が出した問題も解決するだろうと思っている。

あと1つ、私も母子家庭の母親の就労の問題は何度か発言し、こちら側が言っても、雇う側がその気にならないとどうしようもない。そういう意味で、母子家庭の母親に安定した労働条件の仕事を一定の割合で供給するのは、企業の責任というような言い回しをいずれは考えていただきたい。これについて、企業はとにかく逃げ腰。ひとり親家庭の福祉を考えると、安定した就労機会を提供するのは社会の責任であり、それは直接的には企業の責任だと言わなければならないんじゃないか。それとの関連で、先ほど介護の問題などを母子家庭の母親だけに押しつけるきらいがあるご発言がありました。むしろ新しく開けるこういった分野に関して、母子家庭の母親に一定の割合を確保するなど積極的な姿勢が必要じゃないかと思う。これはいろいろご意見があると思うが、なかなかきれいごとでは母子家庭の母親に安定した就労条件の仕事を確認することはきかない。かなり強い姿勢でやらなければならないと思っている。

○ 保育施設も充実し、安心して働く条件もできているから企業が雇ってくれるとか、その辺の打ち出し方も少し検討したいという思いがいたします。

○ ずっと伺ってきて本当に何も言うことはない思い、実は黙っていたが、どうしても母子や父子というと、対象は子供。幼児に視点が行く。先ほど中学、高校とか、児童の年齢が18歳だそうで、その辺にも問題があることを起草委員の方々中で直すときに心していただきたい。これからを担う子供たちで、問題が大きくなりますので。

○ ありがとうございます。私の感想として、基本的なスタンスはこれでよろしいのではないか。もう少しインパクト、メリハリをつけ、事務局は嫌がるかもしれませんが、委員長のお墨つきを得たので、「重要な課題である」と逃げ出さないで「重要である」言ったらどうか。副委員長も言ってくれましたので、メリハリを効かせる。どうしても幅広くなると、浅くなる危険性がある。できるだけ所得保証の問題、住宅あるいは就労の問題も、丁寧にやる。あるいは困っている内容、イメージがわるようなものを。長くしてはいけませんが、そう心がけて。どうしても子供、母子というと、小さなときのことを考えがちだが、思春期の問題も大変大きいことを視野に入れ、少し整理をさせていただきたいと思います。

もう1度拡大専門部会があればいいが、事務局のスケジュールで、その余裕なく、大変申しわけございません。きょうは速記録をとっておりますので、いただいた意見は出来るかぎり反映するつもりです。これ以外にも当事者からどう思っているか。もしこの時点なら、そ

れを代弁する立場の方々に聞いてまいりましたから、十分実状はわるつもりですが。十分でない部分は、皆さん方が代弁し、文書を事務局にお寄せただければ、ありがたいと思います。作業スケジュールの関係で、いただいたご意見は10月27日まで。1週間しかなく申しわけございませんが、簡単な箇条書きで結構です。ご指摘いただければありがたい。それを受け、改めて整理をさせていただき、できましたら起草委員長、副委員長と部会長の私が、最終的な文章等の責任を持って整理をすることで、まとめさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

○ 今後の日程ですが、11月17日に本委員会が予定されています。知事の日程等もあり、午後2時から。つきましては10月27日までに皆さん方の意見をいただき、再度送って意見を聞ければそれに越したことはないかと思いますが、事務局も非常に頑張ってくれていますが、なかなか大変。できるだけその方向で検討させていただきたい。もう一度目を通していただくことに、させていただきたいと部会長として思っております。今後、事務局ともその辺は相談をさせていただき。日程の関係でどうしてもだめなら、副田委員長以下4人にお任せいただくということで、ご容赦をいただければありがたい。以上をもちまして、拡大専門部会を終わりにしたいと思えます。きょうはお忙しい中お集まりいただき、非常に積極的なご意見をいただき、ありがとうございました。事務局、何か最後にございましょうか。

――（計画課長）事務的な連絡で申しわけございませんが、17日は第一本庁舎の42階のA会議室になります。ご連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○ きょうの拡大専門部会を終わりにいたします。どうもありがとうございました。